

第2回田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 16:30~18:00

2. 開催場所 田村市大越公民館 2階 大研修室

3. 出席者

(1) 委員

田村市総務部 部長 遠藤 祥司
田村市産業部 部長 白鳥 宏
田村市農業委員会事務局 局長兼総務課長 吉田 孝司
株式会社田村バイオマスエナジー 代表取締役 小檜山 良一
株式会社田村バイオマスエナジー 取締役 外崎 貴康
田村市農業委員会 委員 塚原 正
田村市認定農業者連絡協議会 監事 石井 清吉
県中地区バイオマス燃料供給協議会 事務局長 三瓶 克弘
県中地区バイオマス燃料供給協議会 会員 矢吹 盛一
大越地域行政区長連合会 会長 新田 耕司
大越地域行政区長連合会 副会長 山口 善吉
大越地域行政区長連合会 東部行政区長 石井 幸一
福島県県中農林事務所 企画部指導調整課 課長 高野 信也
福島県県中農林事務所 森林林業部林業課 課長 高橋 宏成

(2) オブザーバー

福島県農林水産部 農業担い手課 主任主査 小林 秀樹

(3) 事務局

田村市産業部農林課 課長 鈴木 正雄
田村市産業部農林課 主任主査兼農政係長 遠藤 英雄
田村市産業部農林課 主査 三輪 寿雄
田村市産業部商工課 課長 石井 孝道
田村市産業部商工課 主任主査兼企業立地係長 宗像 隆
田村市産業部商工課 主査 千葉 充泰
田村市農業委員会事務局 主査 富塚 美貴
田村市総務部協働まちづくり課 主査 石塚 優子
田村市大越行政局産業建設課 課長 遠藤 浩一

(4) 関係者

株式会社田村バイオマスエナジー 小笠原 慶

4. 議事次第

- (1) 第1回協議会の議事録について（報告）
- (2) 木質バイオマス発電事業計画に係る住民説明について（報告）
- (3) 基本計画骨子（案）について
- (4) 今後のスケジュールについて

5. 会議の概要

事務局	1. 開会 開会を宣言。
会長	2. 会長あいさつ <会長あいさつ>
事務局	3. 報告事項 本日の会議は、委員17名中14名が出席であり、要綱第7条第1項の定足数を充足していることから、会議が成立することを報告します。
事務局	これ以降は、要綱第6条2項に基づき、会長に議長をお願いします。
会長	(1) 第1回協議会の議事録について 第1回協議会の議事録について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第1回協議会の議事録案を、事前資料として先日配付しています。委員氏名については、会長・副会長を除き、原則としてアルファベットで表記しています。 この内容でよろしければ、今週末を目途に、田村市ホームページ及び事務局にて閲覧という方法で公開したいと思いますので、最終確認をお願いします。
会長	事務局からの説明について、意見がありましたらお願いします。
A委員 (農林業団体)	配付資料の発言者氏名がアルファベットで伏せられていますが、前回の協議会では、公表時に限り氏名を伏せるという説明であり、その説明に対して委員全員が賛成したはずです。 議事録原本や委員への配付資料に関しては、発言者の責任もあるので、実名表記が適切と思います。
事務局	発言者のアルファベット表記について、委員間で発言者を追跡できないという状況はたしかに問題であり、認識不足をお詫びします。 本件の対応として、この場で実名を口頭にてご説明すべきか、それとも別の方法がよろしいか、ご協議いただきたくお願いします。
A委員	私が意見しているのは、委員の皆さんは、委員という立場で自己責任の

(農林業団体)	<p>もと発言しているのですから、私たちがいただく議事録には実名を明記すべきだということです。</p> <p>実名で議事録を作っていたかないと、原本をアルファベットで表記されては、誰が何のために発言しているのか分からないし、それでは議事録の意味がないと思います。その点はよく考えていただき、私たち委員に配付する際は、実名で記載をお願いします。外部に公表するときは、前回会議で説明のとおり、実名を伏せていただきたいと思います。</p>
会長	<p>A委員から、内部資料としては実名を出す、外部への公表にあたっては実名を伏せるということになっているとの意見がありました。</p> <p>配付済みの議事録を差し替えて、実名入りの議事録をもう一度配付してもらおうか、それともこの場にて実名を口頭で補足してもらおうか、いずれの方法がよろしいかお諮りします。</p>
A委員 (農林業団体)	<p>提案ですが、資料の差し替えは手間がかかるので、この場で実名をお示しいただければ結構かと思います。</p>
会長	<p>A委員から提案のあった方法でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、事務局より口頭で説明をお願いします。</p>
事務局	<p><発言者の実名を口頭で説明></p>
会長	<p>発言者の実名表記の件は、以上の内容でご了承をお願いします。</p> <p>その他、議事録の内容について意見、質問等があればお願いします。</p>
会長	<p>特に意見がなければ、議事録については皆様にお示しした内容でご了解をお願いします。</p>
	<p>(2) 木質バイオマス発電事業計画に係る住民説明について</p>
会長	<p>木質バイオマス発電事業計画に係る住民説明について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本件については、市を代表して副会長から説明をお願いしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
副会長	<p>第1回協議会において、木質バイオマス発電事業の住民説明会については、大越町全域を対象に開催する方向で再度検討すべきというご意見、ご指摘をいただきました。</p> <p>具体的な対応について、本日の夜、大越地域行政区長連合会を開催して</p>

いただき、説明会の開催方法等をご検討いただく予定です。現段階では、説明会を開催する方向で考えていますので、ご理解をいただければと思います。

会長 今の説明について、皆さんからご意見があればお願いします。

A委員
(農林業団体) 今の副会長の説明では、行政区長の意見を聞いて進めたいということでした。意見を聞くことはもちろん大事だと思いますが、市としてどのような方針で進める考えなのか、再度おうかがいします。

副会長 市の方針としては、大越住民に対する説明が十分でないというご指摘を踏まえて再度検討した結果、大越町全域を対象に説明会を開催したいという方向性のもと、その具体的な開催方法等について、行政区長会において検討を進めたいと考えています。

会長 市としては、住民説明会を大越町全域で開催したい考えであり、具体的な方法について各行政区長にうかがいを立てたいということで、本日夜の行政区長会が招集されているところです。

A委員
(農林業団体) 具体的にどのような方法でやるのか説明をお願いします。行政区長会に案を出すのでしょから、その内容を示していただければと思います。

副会長 行政区長会での事務局案としては、大越町の方々に丁寧の説明したいという思いから、いくつかの地区に分けて開催することを提案したいと考えています。

大まかなくくりとして、上大越地区で3回、下大越地区で1回、早稲川地区、牧野地区、栗出地区については、各行政区長の意見をいただいて、具体的な枠組みを協議したいと考えています。

A委員
(農林業団体) 昨日、私の地区では体育祭を開催しました。体育祭の後の懇親会では、約半数の方々から「放射能に対して不安を持っている」というご意見をいただいています。私自身の考えとしては、今回の再生可能エネルギー導入事業に対して賛成でも反対でもありませんが、一つ言えることは、地域の有識者が（反対の）署名活動を行っている事実を踏まえれば、地区説明会を懇切丁寧にやらないと計画そのものがつぶれかねない、そういった事態も生じてくるのではないかとということです。

住民説明会の詳細は行政区長会で諮るということなので、私が申し上げたことも頭に入れていただいて、十分な説明をお願いします。

会長 A委員からのご意見も踏まえ、行政区長会で具体的な方法を協議していただくということよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 それでは、以上の内容でご了解をいただきたいと思います。

報告事項は以上で終了します。

4. 協議事項

(1) 基本計画骨子(案)について

会長

基本計画骨子案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これから作成する基本計画の素案、叩き台として、基本計画骨子案の一部を配付資料にてお示ししました。

基本計画に記載すべき内容は大きく10項目ありますが、本日は時間の都合上、見出し2～6の5項目についてご協議いただきたいと考えています。それ以外の項目については、次回の第3回協議会において説明したいと思います。

事務局

基本計画骨子案のうち、項目2及び3について説明

【説明要旨】

「2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」

・発電設備の整備区域：

田村市大越町上大越地内 33,167.75 m² (計11筆)

・附属設備(開閉所)の整備区域：

田村市大越町下大越地内 1,690 m² (計2筆)

・附属設備(開閉所)の整備区域は、第1種農地に指定されているため、農地転用が原則不許可だが、今回の基本計画作成及び設備整備計画の認定により、特例による農地転用を見込む。

「3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」

・発電設備の種類：木質バイオマス発電

・発電設備の規模：約6,950kW

・使用燃料：約8.9万トン/年

会長

ここまでの説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

会長

特に質問がないようですので、採決に移りたいと思います。

基本計画骨子案の項目2と3について、承認される方は、挙手をもってお願いしたいと思います。

A委員
(農林業団体)

その前によろしいでしょうか。

会長

採決を一時中断します。A委員、お願いします。

A委員
(農林業団体)

先ほどの報告事項で、副会長から住民説明会についての説明がありましたが、私からすると、基本計画を作成する前段階で実施されて然るべき住民説明会がこれから開催されるというのは、物事の順序として違和感を覚えます。

住民の方々は、放射能に対する不信感・不安感を強く持っています。それらの感情を全くのゼロにしるとは言いませんが、十分な説明をして住民の理解を得たうえで基本計画を作成すべきではないでしょうか。

繰り返しますが、物事の進め方が逆ではないかと思しますので、基本計画骨子案については、住民説明会が終わってから採決をお願いしたいと思えます。

会長

ただいまの質問に対して、市から答弁をお願いします。

副会長

今回の木質バイオマス発電が、生活環境に影響を及ぼさない施設だという市の認識に変わりはありませんが、事業にご理解をいただくために、より丁寧な説明を行う方針であることは、これまでご説明してきたとおりです。

ただし、住民説明会については、事業に対する賛否を問うものではなく、市が推進する事業に対して説明を申し上げてご理解をいただく、説明が不十分であれば再度ご説明してご理解をいただけるよう努める、そういった姿勢で進めていく考えです。

A委員からのご指摘の趣旨は理解できるのですが、基本計画については同時進行で協議を進めていただきたいと考えていますので、ご理解をいただければと思います。

A委員
(農林業団体)

このまま基本計画の作成を進めれば、住民からの批判の矛先は私たち委員に向かうわけです。市側では、基本計画を作成したので事業を進めるという考えなのかもしれませんが、住民からすれば、じゃあ基本計画を作成したのは誰なんだ、という話になります。

ですから、説明会が終了して、その結果を報告いただいてから、基本計画骨子案の採決をお願いしたいと思えます。同時進行では、卵が先か鶏が先かの話だと思うのですが、いかがでしょうか。

会長

まず住民説明会を開いて、住民の理解をいただいた後に、基本計画骨子案の採決をすべきというご意見をいただきました。この件について、ほかの委員の皆様から意見があればお願いします。

事務局側では、時間的な制約があって、同時進行で進めなければいけないのでしょうか。何か特段の事情があるのであれば、ここで説明をお願いします。

事務局

事務局としては、副会長からの説明どおり、住民説明と基本計画作成を並行して進めていきたい考えでおりました。

事務的な話を申し上げますと、開閉所敷地の農地転用手続きについては、基本計画の作成後、すなわち数か月先の想定ですが、その前段の農業振興地域からの除外手続きについては、既に事業者から申出書を受領しておりまして、これから関係機関との協議に着手しようとしている段階です。しかしながら、この協議会において整備促進区域が特定できていない状況では、除外手続きもこれ以上進めることができないという事務方の事情があり、このタイミングで皆様にお諮りした次第です。

- ・排熱等供給による農業の活性化（※）
（発電事業により併産される排熱を施設園芸ハウス等に供給し、周年栽培の体制整備を図ることで地域人材の雇用と農業所得の向上に寄与する取組）
※「排熱等供給による農業の活性化」については、具体的な事業構築まで数年を要すると見込まれるため、基本計画への記載は見送り、努力事項として市から発電事業者に要請することとしたい旨を説明。
- ・発電事業に伴う利益還元策について理解を深めるため、「先進地視察の実施」についても前向きに検討したい。

「6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項」

(1) 自然環境の保全との調和

- ・発電事業者に対して、生活環境影響調査（ミニアセス）の実施及び市への報告を求める。
- ・法令で定める騒音、振動、大気汚染等の環境基準を順守するため、定期的に市に報告を求め、事業を適正に監視する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

- ・過去の公害事案を踏まえ、法令で定める騒音、振動、大気汚染等の環境基準を順守するため、定期的に市に報告を求め、事業を適正に監視する。

会長 以上の説明に対するご質問、また、事務局から提案のありました先進地視察の件、以上2点についてご意見をいただきたいと思います。
まず、内容についてのご質問はありませんか。

会長 特にないようですので、先進地視察についてはいかがでしょうか。

B委員 (農林業団体) 福島県内では、西郷村に同様の施設があるのでしょうか。前回の協議会の前日に、ニュースで西郷村の施設に視察があったというような情報を目にしましたので。

C委員 (設備整備者) 視察の件は承知していませんが、同じような施設はあります。

会長 先進地視察について、事務局から具体的な案はありますか。

事務局 日帰りで視察可能な候補地について資料を準備しましたので、こちらをご参考に、今後の対応についてご意見をいただければと思います。

会長 それでは、既に事務局から説明しました基本計画骨子案の項目4から6までの内容については、特に意見がないようですので、本日のところは事務局説明までとし、採決は行わずに終了したいと思います。

続けて、先進地視察について事務局から候補地の説明がありましたが、この件についてはいかがでしょうか。

B委員 (農林業団体) 先進地視察についても、住民説明会が終わってからあらためて協議した方がよいと思います。

会長 B委員から、住民説明会後に検討した方がよいのではという意見をいただきましたが、その方向でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

会長 それでは、先進地視察についても、住民説明会の終了後に再度検討することによって了解をいただきたいと思います。

(2) 今後のスケジュールについて

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 次回の第3回協議会については、住民説明会等の進捗を踏まえながら、11月以降の日程で調整し、詳細を後日ご案内したいと思います。
また、第3回協議会の議題としては、住民説明会の開催状況・結果の報告に加えて、基本計画骨子案の残りの4項目及び補足事項について説明できればと考えています。

会長 事務局から説明があったとおりでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 事務局からの説明どおりといたします。
以上で議事を終了します。ありがとうございました。

5. その他

事務局 事務局からの説明は特にありません。
委員の皆様から何かありましたらお願いします。

D委員 (関係住民) 9月1日に開催された、木質バイオマス発電所事業計画の一部見直しに係る住民説明会において、地域住民から寄せられた質問について、あらためてC委員にうかがいます。

1点目。前回の協議会で説明いただいた当日資料2の7ページ(安全対策・環境対策 ②燃焼)に「燃料ボイラーには、バグフィルターを設置する」とありますが、バグフィルターはセシウムの除去効率が悪いという琉球大学(矢ヶ崎名誉教授)の報告があることから、排ガスフィルターを追加した二重の設備をお願いしたい。

2点目。県中浄化センターの汚泥焼却施設では、バグフィルターの全工程にガス冷却器を設置しており、その結果、モニタリング測定では異常値が計測されていません。すなわち、県中浄化センターも東電も二重の対策設備を講じているので、今回の発電事業においても同様の設備整備をお願いしたい。

3点目。原木焼却後の放射性物質が飛散しないよう、焼却灰保管庫を負圧設備に改良をお願いしたい。

以上、排ガスフィルター、ガス冷却器、負圧設備の3点の対策が講じられるという条件付きで、賛成してもよいという意見が出されたわけですが、先日、その質問者から「その後どうなっているのか」というという話がありました。いま申し上げた内容に関して、前回の協議会資料には記載がありませんので、今後の住民説明会においては、以上3点の対策を組み入れて表現していただくようお願いします。

もし、これらの設備が不要と会社で判断するのであれば、その科学的根拠を、市民が理解できるような文書で回答書をいただきたいと思います。A委員が言ったとおり、住民の皆さんは不安を感じているので、難しい専門用語ではなく分かりやすい言葉で、口頭ではなく文書で回答をお願いします。

A委員と同様に、私のところにも反対の署名依頼が来ていますが、地域のまとめ役という立場上、保留しています。私たちが、会議で聞いたことを住民に口頭で伝えようとしても、ニュアンスまでは伝えきれません。分かりやすく、理解できるような資料が必要です。私たちには、住民から相談があったときに、それは発電事業者ですよ、それは市ですよ、という橋渡ししかできないのです。

以上の3点に加えて、もう1点お願いがあります。

事前資料2の9ページに「地域の代表者を含む協議会を設置します」という記載があり、住民説明会にて口頭で説明されると思うのですが、具体的にいつ頃から協議会を始めるのでしょうか。建屋ができてから協議会をつくるのではなくて、住民説明会の終了後すみやかに協議会を開いて、そのなかで意見を出して住民の理解をいただかないと、出来た施設に対する反応は、より厳しいものになると思います。次回の住民説明会で詳細の案が出せるのであれば、その場で説明をお願いします。

前回協議会の資料は漠然としているので、協議会をつくりますという説明に対して「ではどのような方法でやるのですか」と聞かれた場合に、資料として公表できるように準備をお願いします。

C委員
(設備整備者)

ご意見ありがとうございます。

地域の皆様が放射能に対する不安をお持ちになるのはごもっともだと思います。皆様の不安・心配を限りなく取り除いていきたいと考えています。

9月1日の住民説明会では、バグフィルターや焼却灰の処理などについて様々なご提案をいただきました。こちらとしても、貴重なご意見として承り、さっそくメーカーとも協議しているところです。バグフィルターの性能に対しては様々な見解があり、私たちが最終的に依拠するのは環境省の見解ではありますが、それでも対策が不十分ということであれば、最新の技術を採用するなどして、可能な限り放射能の心配が無くなるように努力したいと思っています。

なお、バグフィルターに加えてHEPAフィルターを設置してはどうかというご意見に対しては、メーカーと相談します。

焼却灰がなるべく外に出ないように負圧管理を、というご意見につい

ては、灰を保管する部屋をコンクリートで囲んで、そこに鉄製のコンテナを置いて一時保管するわけですが、灰を持ち出すときに外に出る可能性があるので、負圧管理により内部の気圧を低くして外に漏れないようにするという事をメーカーに相談して、この点に関しては最大限の努力をしたいと考えています。

ガス冷却機に関しては、セシウム 137 は 200℃以下になると固体になるのですが、メーカーの説明によると、バグフィルターの間で 173℃となることが示されております。つまり、バグフィルターの間でセシウム 137 は固体化するので、環境省の説明によれば 99.99%を固体として吸収できるという話ではあるのですが、ガス冷却機についてもメーカーと相談したうえで対応をお示ししたいと思います。

それから、地域の代表を含む協議会については、地元住民の方と意見交換しながら最良の事業運営をしていきたいと思っています。私たちだけでなく、田村市とも相談して、協議会の規模、人選のご依頼等も早急に進めていきたいと思っています。

D委員
(関係住民)

今ほどの説明内容を文書にまとめていただいて、私の地区の住民説明会においては、口頭ではなく資料で説明をお願いします。「9月1日の説明会でこのような質問をいただいたが、それに対してはこのように設備を改善します」という資料をご提示いただければ、9月1日の説明会を受けて安全対策が前に進んでいるということで、口頭説明よりはプラスになると思います。

あとは、住民の判断に委ねるほかないと思います。

会長

会社側では、文書で回答するという事でよろしいですか。

C委員
(設備整備者)

回答できるものについてはそのように対応します。検討中の内容についても、その状況について可能な限りお示ししたいと思います。

会長

それでは、そのように対応をお願いします。

事務局

6. 閉会

閉会を宣言。

以上